

農薬の残留基準値を設定する際に海外の基準値を参照する場合の桁数の取り扱いについて（案）

平成 22 年 10 月 22 日
農薬・動物用医薬品部会

農薬について設定している基準値のうち 10ppm 未満については、国内での作物残留試験の結果を基に設定する場合は桁数を整数部 1 桁とし、国外の基準値を採用する場合は、原則として参照とした基準値をそのまま採用しているところであり、基準値として「1」と「1. 0」のように桁数が整数部 1 桁のものと小数点以下 1 桁までのものが混在している状況である。

しかしながら、基準値が「1. 0」のように小数点 1 桁となっている農薬の基準値判定を行う場合は、0.01ppm の位を比較する必要があるが、0.01ppm の位を常に正確に測定することは困難であること、国際的にも近年整数 1 桁で基準値が設定されていること、及び桁数が異なることにより検査値の取り扱いに差異が生じ、監視等の検査を行う現場が混乱することなどから、今後、海外の基準値を参照して 10ppm 未満の基準値を設定するにあたっては、別紙のとおり 0.1 ppm 未満で 0 以外の数字 2 桁以上で表記されている基準値の場合、あるいは最終桁が 0 である基準値の場合は、最初の 0 以外の数字の次の桁を四捨五入し、0 以外の数字が 1 桁となるようにする。

別 紙

従来

基準値の範囲	取り扱い	(例) 海外の基準値 →基準値
10ppm ≤	整数部 2 桁を採用	15.0ppm → 15ppm
<10ppm	原則そのまま採用 (小数第2位以下の 0 は不採用)	6.0ppm → 6.0ppm 0.10ppm → 0.1ppm 1.4ppm → 1.4ppm 0.35ppm → 0.35ppm 0.095ppm → 0.095ppm



今後

基準値の範囲	取り扱い	(例) 海外の基準値 →基準値
10ppm ≤	整数部 2 桁を採用	15.0ppm → 15ppm
<10ppm	最後の数字が 0 以外の 1 桁 になるように設定 (最後の数字が 2 桁以上の場合、 最初の 0 以外の数字の次の桁を 四捨五入)	6.0ppm → 6ppm 0.10ppm → 0.1ppm 1.4ppm → 1ppm 0.35ppm → 0.4ppm 0.095 ppm → 0.1 ppm

(参考)

食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について
(平成 17 年 1 月 24 日食安発第 0124001 号 最終更新：平成 22 年 8 月 2 日)

5. 分析上の留意事項

- (2) 分析値を求める際には、基準値より 1 けた多く求め、その多く求めた 1 けたについて四捨五入するものとする